

第2期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 実施要綱

1 趣旨

県民がスポーツを通じて豊かな生活を送る社会の実現を目指すため、東京オリンピック・パラリンピックの開催によるスポーツに対する関心の高まりを背景に、スポーツの力と地域資源を活用した魅力ある地域づくり等への支援を通じ、スポーツによる地域活性化を推進することを目的とする。

2 対象となる取組み

本事業は、次の要件を全て満たす取組みを対象とする。

- (1) 地域資源（地域特有の自然環境、施設等）を活かしたスポーツ振興の取組みであること。
- (2) スポーツによる地域活性化（まちづくり、交流人口の拡大）を推進する取組みであること。
- (3) スポーツ関係団体、観光関係団体、まちづくり関係団体、民間企業、行政等が連携・協働して実施する取組みであること。
- (4) 新潟県内で実施する取組みであること。

3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）が指定する団体（以下「指定団体」という。）とし、県スポーツ協会と共同で実施するものとする。

4 指定団体の要件

本事業の指定を受けることができる団体は、次の要件を全て満たす団体、又は新潟県内の市町村とする。

- (1) スポーツ振興、観光振興、まちづくり、又は地域の活性化のための事業を行うことを目的とする団体であって、営利を目的としない団体であること。
- (2) 法人格を有する団体、若しくは法人格を有しないが、会計処理、意思決定、責任体制等の方法を定めた定款又はこれらに類する規約等を有している団体であること。
- (3) 新潟県内に活動の本拠となる事務所を有している団体であること。

5 事業費の額

原則として、1年度当たり1指定団体50万円を上限とする。なお、指定団体となった場合であっても企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県スポーツ協会と協議の上、決定するものとする。

6 指定期間

原則として、令和元年度から令和3年度まで継続して指定する。ただし、次年度以降については、県スポーツ協会の予算措置状況及び指定団体の事業の実施状況等を踏まえ、当該年度の予算措置額を上限に県スポーツ協会が決定するものとする。

7 事業の対象経費等

- (1) 本事業の対象となる経費は、報償費、旅費、消耗品費、スポーツ用具費（5万円が上限）、印刷製本費、役務費、委託料、負担金（講習会参加費等）、使用料及び賃借料その他事業実施上必要と認めたものとする。
- (2) 本事業の対象となる経費の額は、県スポーツ協会が認めた額とする。

8 委託の取扱い

指定団体は、第三者に委託することが事業の実施に合理的と認められるものについては、事業の一部に限り委託することができる。ただし、事業の企画、調整、遂行管理等を委託することはできない。

9 経費の支払い

- (1) 本事業の対象となる経費は、原則として、県スポーツ協会が支払いを行う。
- (2) 指定団体は、あらかじめ事業実施計画書兼経費見積書を県スポーツ協会に提出し、承認を得るものとする。

10 事業計画書の提出

指定団体は、毎年度3月31日までに翌年度の事業計画書を県スポーツ協会に提出し、承認を得るものとする。

11 事業計画の変更

- (1) 指定団体は、事業計画に変更がある場合は、速やかに変更計画書を県スポーツ協会に提出し、承認を得なければならない。
- (2) 指定団体等は、上記(1)に該当する場合であっても、事業計画書に記載された経費の項目毎に配分された額の変更であって、変更の前後における金額の増減が20%又は5万円のいずれか高い額を越えない場合には、承認を得ることを要しない。

12 事業報告書の提出

指定団体は、毎年度3月31日までに当該年度の事業報告書を県スポーツ協会に提出するものとする。

13 広報の実施・協力

指定団体は、様々な媒体を通じて積極的な情報発信に努めるとともに、県スポーツ協会等が行う広報に協力するものとする。

14 書類の保管

指定団体は、本事業に関する書類について、事業を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。

15 秘密の保持

指定団体は、本事業の遂行によって知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

16 調査等

- (1) 県スポーツ協会は、本事業の実施状況等について、実態調査を行うことができる。
- (2) 県スポーツ協会は、事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (3) 県スポーツ協会は、指定団体に対して指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力するものとする。

17 指定の解除

県スポーツ協会は、次のいずれかに該当すると認められる場合は、指定団体の指定を解除することができる。

- (1) 指定団体が本事業の実施に際し、不正行為を行った場合
- (2) 指定団体が県スポーツ協会に虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合
- (3) 社会的信用を損なう行為等により、指定団体とすることがふさわしくないと認められる場合

18 その他

この要綱に定める事項のほか、必要な事項は、別に定める。

第2期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 実施要領

1 目的

この要領は、第2期スポーツと地域活性化の好循環創出事業実施要綱に規定する事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 実施運営

事業の実施、運営に当たっては、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）から指定を受けた団体（以下「指定団体」という。）の責任の下に行うものとする。

(2) 安全対策

ア 指定団体は、本事業においてイベント等を実施する場合には、救護体制を確保し、安全に配慮して実施するものとする。

イ 本事業の実施における事故等については、指定団体において対応するものとし、事故等が発生した場合には、速やかに県スポーツ協会に報告するものとする。

ウ 指定団体は、本事業の実施に当たり、スポーツ傷害保険等に加入するものとする。

(3) 物品の適正な管理等

指定団体は、本事業において購入した物品等を適正に管理し、使用するものとする。

3 参加費等に関する事項

(1) 参加費の取扱い

指定団体は、本事業においてイベント等を実施する場合には、参加者から参加費を徴収することができる。ただし、参加費は、本事業の実施に要する経費に充てられなければならない。

(2) 助成・協賛等の取扱い

指定団体は、事業の内容の充実を図る場合には、本事業費とは別に助成及び協賛等を得て、本事業に充てることができる。

4 事業の対象経費に関する事項

(1) 報償費

会議出席者、実技指導等に係る講師、指導者等への謝金を対象とする（業者等との契約による場合は、役務費に計上すること）。

(2) 旅費

本事業の実施に必要な旅費、交通費を対象とする。

(3) 消耗品費

本事業の運営に直接必要とする消耗品を対象とする。ただし、1点あたりの取得価格（消費税及び地方消費税を含む。）が1万円以上のものは、対象とならない。

(4) スポーツ用具費

スポーツ、競技等の実施に直接必要とする用具又は消耗品を対象とする。ただし、事業費の対象となるのは、総額（消費税及び地方消費税を含む。）5万円までとする。

(5) 印刷製本費

案内用のチラシ・パンフレット等の印刷製本に係る経費を対象とする。

(6) 役務費

ア 会場設営、アンケート調査等に係るデータ集計・入力等の役務の請負に係る経費、保険料を対象とする。

イ はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料等を対象とする。

(7) 委託料

指定団体が自ら行うことが困難な事務の外部委託に要する経費を対象とする。ただし、事業の企画、調整、遂行管理等を委託することはできない。

(8) 使用料及び賃借料

会場使用料、機械・物品・用具・器具・設備等の借上料やリース料を対象とする。

(9) 食糧費

食糧費（会議等における飲料費を含む。）は、事業費の対象とならない。

(10) その他

本事業の対象となるのは、県スポーツ協会から指定を受けた後に支出した経費に限るものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第2期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

第2期スポーツと地域活性化の好循環創出事業

(2) 目的

県民がスポーツを通じて豊かな生活を送る社会の実現を目指すため、東京オリンピック・パラリンピックの開催によるスポーツに対する関心の高まりを背景に、スポーツの力と地域資源を活用した魅力ある地域づくり等への支援を通じ、スポーツによる地域活性化を推進することを目的とする。

(3) 事業の実施方法

事業の実施主体は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）が指定する団体（以下「指定団体」という。）とし、県スポーツ協会と共同で実施するものとする。

(4) 事業内容

「第2期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 実施要綱」のとおり

(5) 事業期間

指定日から令和4年3月末日まで

2 事業費の額等

(1) 事業費

原則として、1年度当たり1指定団体50万円を上限とする。

(2) 採択数

3団体（予定）

3 資格要件

本事業の指定を受けることができる団体は、次の要件を全て満たす団体又は新潟県内の市町村とする。

- (1) スポーツ振興、観光振興、まちづくり、又は地域の活性化のための事業を行うことを目的とする団体であって、営利を目的としない団体
- (2) 法人格を有する団体、若しくは法人格を有しないが、会計処理、意思決定、責任体制等の方法を定めた定款又はこれらに類する規約等を有している団体
- (3) 新潟県内に活動の本拠となる事務所を有している団体
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律代77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 説明会

説明会は実施しない。

5 募集要領等の内容に対する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

「質問票」(様式1)を提出すること。

期 限：7月17日(水)17時

方 法：電子メール

送信先：shibuya@niigata-sports.or.jp

(2) 質問の回答について

期 日：7月19日(金)(予定)

回答先：(公財)新潟県スポーツ協会ホームページに掲載する。

(3) その他

質問に対する回答は、本要領、実施要綱及び実施要領の追加又は修正として扱う。

6 参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、「参加申込書」(様式2)を提出すること。

申込期限：7月31日(水)17時(必着)

申 込 先：問合せ先に同じ

方 法：郵送又は持参

7 提案書の作成要領

(1) 提出書類

- ① 企画提案提出書(様式4)
- ② 誓約書(様式5)
- ③ 企画提案書(任意様式、A4、片面10枚以内)
- ④ 業務の実施体制等(任意様式)
- ⑤ 類似業務実績一覧(様式6)
- ⑥ 経費見積書(様式7)
- ⑦ その他資料(任意提出)

(2) 提出期限等

期 限：8月30日(金)17時

提出先：問合せ先に同じ

方 法：郵送又は持参

部 数：7部(正本1部、副本(写し)6部)

その他：企画提案書の提出と併せ、電子データ(Word、Excel、PowerPoint)を提出すること。

(送信先) E-Mail shibuya@niigata-sports.or.jp

(3) 提出書類の記載事項

「第2期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 審査要領 別表2 審査基準及び配点」を踏まえ作成すること。

① 企画提案書（任意様式）

- ・ 企画提案全体のコンセプトを記載すること。
- ・ 年度毎の目標、取組み、スケジュール（工程）等を記載すること。
- ・ これまでの取組みがある場合は、その内容を記載すること。
- ・ 事業終了後となる令和4年度以降の展開を記載すること。
- ・ 「地域の核となるスポーツ振興事業（H22～H24）」、「マイタウンスポーツ推進事業（H25～H27）」及び「スポーツと地域活性化の好循環創出事業（H28～H30）」の採択団体が同じテーマで提案する場合は、これまでの取組みを踏まえた発展的な内容とすること。

② 業務の実施体制等（任意様式）

本業務を実施するに当たっての体制（推進組織）、その構成員、連携・協働の相手を記載すること。また、連携・協働のねらいや役割分担を記載すること。

③ 類似業務実績一覧（様式6）

平成29年度以降に国や自治体から受注した代表的な類似業務がある場合は、3事業を上限に記載すること。（実績がない場合、又は企画提案者が市町村の場合は不要）

④ 経費見積書（様式7）

業務に必要な経費について、企画提案書の内容に基づき年度毎に作成すること。なお、経費の積算に当たっては、提案項目毎に費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。

⑤ その他資料（任意提出）

その他参考となる資料がある場合は提出すること。

(4) その他

- ・ 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- ・ 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

8 プレゼンテーションの実施

提案者は、審査委員会においてプレゼンテーションを実施するものとする。ただし、本企画提案競技に参加を表明した者が多数である場合は、県スポーツ協会において提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめ審査委員会に諮る参加者の選定を行うことがある。なお、詳細については、別途、参加希望者に通知する。

9 審査要領

「第2期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 審査要領」による。

10 審査結果の通知

審査結果については、結果のみを提出者に文書で通知する。

11 日程

募 集 公 示	7月 1日 (月)
質 問 の 受 付 期 限	7月 17日 (水)
質 問 の 回 答	7月 19日 (金) (予定)
参 加 申 込 の 期 限	7月 31日 (水)
企 画 提 案 書 の 提 出 期 限	8月 30日 (金)
審 査 委 員 会 (プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 審 査)	9月上旬～中旬頃
団 体 の 指 定	9月上旬～中旬頃

12 指定に関する事項

- (1) 県スポーツ協会は、審査委員会の評価が最も高い提案を行った者から指定手続きを行い、予算の範囲内で指定する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、指定を行わないことがある。
- (2) 指定団体となった場合であっても企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、指定団体は、県スポーツ協会と協議の上、事業内容を決定するものとする。

13 問合せ先

公益財団法人新潟県スポーツ協会 スポーツ推進課 担当：澁谷
〒950-0933 新潟市中央区清五郎 67 番地 12 デンカビッグスワンスタジアム内
電話番号：025-287-8600
E-Mail : shibuya@niigata-sports.or.jp

14 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、「参加申込辞退書」(様式3)を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格とし、応募を無効とする。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

エ 審査委員会(プレゼンテーション審査)に参加しなかった者

第2期スポーツと地域活性化の好循環創出事業 審査要領

1 目的

この要領は、第2期スポーツと地域活性化の好循環創出事業の指定候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員会

- (1) 本事業に係る企画提案の審査は、審査委員会により実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により、審査を行うものとする。

3 審査委員

別表1のとおり

4 審査方法

- (1) 審査委員は、「5 審査基準及び配点」に定める審査項目ごとに評点を行う。
- (2) 各審査委員ごとに100点を満点として評価点を合計し、総得点が最も高い参加者から受託候補者として選考する。なお、最低基準点は60点とし、基準点を下回った委員があった場合は、協議によって受託候補者としての適格性を審査する。
- (3) 総得点が同点となった場合は、それぞれの審査項目の評価点に応じて順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を加え総合順位を決定する。

5 審査基準及び配点

別表2のとおり

6 審査結果の通知

審査結果については、企画提案競技の参加者に文書で通知する。

別表1 審査委員会委員

1	新潟県県民生活・環境部スポーツ課長
2	公益財団法人新潟県スポーツ協会専務理事
3	学識経験者（スポーツ振興関係）
4	学識経験者（地域振興・観光振興関係）

別表2 審査基準及び配点

審査基準	配点
1 全体のコンセプト	20
① 「スポーツによる地域活性化」が期待できるコンセプトとなっているか。	
② 「地域資源（地域特有の自然環境、施設等）」や「地域の特性」を十分に活かしたコンセプトとなっているか。	
③ 他の地域においても参考となるモデル的な取組みとなっているか。	
2 事業内容	30
① 事業目的が、明確であるか。	
② 事業内容は、目的に合ったものとなっているか。	
③ 事業内容は、着実な実施が見込めるものとなっているか。	
④ 年度毎の目標、計画等は適切なものとなっているか。	
⑤ 事業の効果を高めるための工夫がなされているか。	
3 持続性・発展性	20
① 本事業終了後の令和4年度以降も、持続的、発展的な取組みが期待できる戦略やストーリーが描かれているか。	
4 新規性・拡充性	10
① 新規性が高い内容か。	
② これまでの取組みを踏まえ、拡充された、又は発展的な内容か。	
5 連携・協働	10
① 多様な団体や企業等と連携・協働した取組みとなっているか。	
② 連携・協働の相手の役割は明確となっているか。	
③ 連携・協働の相手の強み、特色を活かしているか。	
6 実施体制	5
① 事業の実施に必要な人員、体制等が確保されているか。又は整えられる見込があるか。	
② 事業を効果的に遂行するために必要な実績を有しているか。	
7 経費の妥当性	5
① 妥当な経費が見積もられているか。	

各審査項目の配点は、5点（最高5点、最低1点）を基準として採点する。

配点	配点基準
5点	大変優れている／大変期待できる
4点	優れている／期待できる
3点	普通
2点	やや劣る／あまり期待できない
1点	劣る／期待できない

配点が10点、15点、20点、30点の項目は下記により採点する。

配点	採点方法
10点	5点満点×2倍
20点	5点満点×4倍
30点	5点満点×6倍